

島根県農業用廃プラスチック適正処理推進方針

島 根 県

平成11年12月1日制定

1. 趣旨

この方針は、安全で新鮮な農作物を供給できる健全な生産環境の保全を図るため、農業用廃プラスチックの処理について、関係機関・団体が共通認識に立ち、連携協力して適正処理を推進するための基本方針、推進体制並びに具体的な取り組み事項を示すものである。

2. 基本方針

(1) 農業用廃プラスチックは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）により、事業者である農業者自らの責任において産業廃棄物として適正に処理することを基本とする。

(2) 農業用廃プラスチックの適正処理推進は農業生産環境の保全と農作物等の生産振興を図る上で重要な課題であり、農業者・関係機関・団体は一層の連携強化を図り、適正処理の推進を図るものとする。

(3) 農業用廃プラスチックの処理は、環境保全・資源の有効活用の観点から、マテリアルリサイクル・サーマルリサイクルなどのリサイクル処理を基本とする。

(注)マテリアルリサイクル：廃プラスチックを素材として、あるいは油やガスなど原材料にもどして再利用する方法

サーマルリサイクル：焼却して熱エネルギーを回収し、発電などに利用する方法

(4) 現在の技術水準では再生処理が困難な種類の廃プラスチックについては、許可を得た焼却、埋立等の処理業者へ処理委託するものとする。

(5) 廃プラスチックの排出量を抑制する観点から、長期展張性フィルム、紙マルチ等の新資材の普及を積極的に推進し、減量化を図ることとする。

1. 趣旨

方針の目的

2. 基本方針

事業者責任

関係機関等の連携

リサイクル処理

委託処理

減量化

3. 推進体制

(1) 県、市長会、町村会、農業団体、フィルム商業会、農薬卸商協会等で構成する「島根県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」(以下「県協議会」という。)は、県内の排出・処理実態等県内外の関係情報を収集・把握し、本県における農業用廃プラスチックの適正処理推進方針等を協議する。

(2) 地域の実情に応じた適正処理を推進するため、県(地方機関)、市町村、農業協同組合、農業者、流通販売業者等で構成する「地域農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」(以下「地域協議会」という。)を設置する。

地域協議会は、県協議会等と連携を図りながら、当該地域における排出・処理状況等の実態を把握し、地域の実情に応じた組織的回収体制を構築し、効率的な回収、処理を推進する。

4. 具体的な取り組み事項

県・地域協議会は連携・協力し、農業用廃プラスチックの適正処理が円滑に推進され継続的に実施されるよう、以下の事項に取り組むこととする。

(1) 地域協議会設置促進及び円滑な運営推進

- ・地域協議会設立検討会の開催
- ・適正処理実施計画及び実績の検討

(2) 啓発活動

- ・廃プラスチック適正処理強化月間の設置
- ・広報活動(ポスター、チラシ等)やマスメディアによる啓発
- ・研修会の開催

(3) 情報収集提供及び調査活動

- ・先進事例の調査
- ・処理実態の把握

3. 推進体制

県協議会

地域協議会

4. 具体的な取り

組み事項